

たな卸しシート

平成22年(2010年)10月31日(日) 11:05~12:25 第1会場	
施策名: 保健・医療・福祉のネットワークづくり	テーマ: 保健センター業務のあり方
担当課(室): 健康支援室 保健所準備プロジェクトチーム	担当者: 朝倉 敏和 竹本 浩

1. 施策の展開に向けた戦略について

(1) 施策の使命 保健センターを運営するにあたっては、保健所、社会福祉協議会との連携および協力体制の確保、総合相談窓口の設置、保健師と福祉専門職員との連携などの中で、ネットワークを形成する。
(2) 施策の使命を達成するための現在の資源配分の考え方 保健センターとして職員の配置は、法令上の規定はないが、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、保健師、管理栄養士等を配置し、地域保健対策の推進に寄与している。
(3) テーマと施策との関係 保健センター業務は、住民に対し、健康相談、保健指導および健康診査その他の地域保健に関し、必要な事業を行っている。

2. テーマについての現状

(1) 現状(取組内容) 保健センターは、住民に身近で総合的な対人サービスを提供する中で、①地域保健に関する計画の策定、②保健・医療・福祉の連携、③保健所等との連携協力などを行い、市町村の保健活動の拠点として役割を果たしている。 乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健康づくりの支援を行い、市民の健康寿命を延ばし、生活の質を高めるという使命を達成すべく、施策の推進を図っている。
(2) 問題点・課題 高齢社会の進展と医療の高度化により、医療費は年々増加しており、国全体では平成20年度(2008年度)には総医療費は、34兆円を超えている。 このような中、本市においても、医療に至る前段階での、疾病の予防・早期発見が重要との考えのもと、生活習慣病予防のための健診やがん検診の推進、保健指導や各地域での健康教室に取り組んでいる。 また、今秋より、市民がいくつになっても元気に暮らせることを目指し、健康的な生活や介護予防について、体系的かつ実践的に学ぶ機会を提供すべく、「健康カレッジ」を開設したところである。 他、妊産婦および乳幼児の健康管理を図るべく、この分野においても、健診や訪問活動について尽力してきたところである。 一方、特定健診や昨年新型インフルエンザ、がん対策、こころの病、喫煙問題、自殺問題等、保健福祉分野は、何かとクローズアップされることが多い。そのことに伴い、世間の健康意識も高まる傾向がある。 これらを受けて、国においても妊婦健診助成や、女性特有のがんクーポン事業など新しい施策が次々と打ち出され、本市の予算も毎年増加傾向である。

たな卸しシート

このような状況の中、保健センター業務のあり方については、平成24年（2012年）に予定されている中核市移行に伴う保健所業務の移管を機に、従来の業務や、府と市が役割分担してきた母子保健や精神保健などの効率的な事業展開可能な体制の検討が必要である。

併せて、5つの基本施策をもとにする3つのプロジェクトおよび政策項目を実現すべく、健康施策の一層の充実が必要となる。

また、中核市移行に伴う保健所業務の移管を機に、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健康づくりの支援をさらに強化する必要がある。

(3) テーマにかかわる構成事業等に関する他部局、他セクターの類似事業

中部保健センターが配置されている「すこやかプラザ」には、子育て支援センターや社会福祉協議会と同居しており、「妊娠・出産・子育て総合窓口」をはじめ、健康・医療・福祉の連携を進めているところ。

(4) 他自治体での取組状況

「地域保健法」並びに「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に基づき設置、整備され、地域における母子保健、成人保健の拠点として、本市同様の保健サービスが提供されている。

3. 今後の施策展開の考え方（～平成25年度当初まで）

(1) テーマについての3年後（平成25年度当初）のあるべき姿

中核市移行による保健所移管に伴い、保健所が担ってきた地域保健の総合拠点や専門的な支援機能等に加えて、保健センターが取り組んできた各種保健業務を整理した保健サービスを提供し、保健所と保健センターの両輪で健康施策が一体となって推進されている。

(2) (1)のあるべき姿に向けた今後3年間の取組（具体的、簡潔に）

- ・母子保健などの府と市の分担されていた業務の一元化
- ・身近で利用しやすい相談窓口づくり

(3) 2-（2）の問題点・課題の解決の方法

保健センターと現保健所の機能、役割分担を考えるにあたり、市民にわかりやすいサービス体系作りが必要。

(4) 2-（3）にかかる事業整理の考え方（他部局や他セクターとの連携等も含めて）

保健センターも含めて保健所を保健衛生業務の中核的な機関と位置づけ、保健衛生業務の諸課題に対して迅速かつ横断的に事業や施策に取り組める体制づくりを進める。

保健所と市町村保健センター比較表

区分	保健所	市町村保健センター
設置主体	都道府県・政令指定都市 中核市・保健所政令市・特別区	市町村
主な機能	広域的・専門的・技術的拠点としての機能	住民に身近な保健と福祉の総合的機能
主な事業	難病患者の専門的相談・支援 障がい児（者）の専門的相談・支援 感染症対策、栄養改善指導 食品衛生、環境衛生、医事、薬事 精神保健（専門的領域） 試験検査 市町村との連絡調整 市町村への技術的支援	妊産婦・新生児の訪問指導 母子健康手帳の交付 妊産婦健康診査 乳幼児健康診査 一般的な栄養指導 健康増進事業 精神保健福祉相談
主な職員	医師・薬剤師・獣医師・保健師 診療放射線技師・臨床検査技師 衛生検査技師・管理栄養士 精神保健福祉相談員・ケースワーカーなど	保健師・管理栄養士など

財団法人大阪公衆衛生協会 平成 22 年 3 月発行
「地域保健ノート 2010」より抜粋